

★弁護士に聞く!★

THE WEEKLY
PRES NET
プレスネット

×

ASUKA
Law Firm

弁護士
法人

あすか

ご相談に寄せられた中で、今回はワンクリック詐欺に関するご相談を取り上げてみたいと思います。

第4回 身に覚えのない有料サイトから多額の請求が来たら、どのように対処したらいいの？

今回の質問に
回答してくれたのは...



弁護士法人あすか
弁護士 上 榎 裕章さん

☞ インターネットに接続中、キーの押し間違いでクリックしたことにより、閲覧していない有料アダルトサイトから5万円要求されています。サイトがサイトだけに、会社の方に電話してもいいとか言われるとどうしていいのか...やはり、お金を払う必要があるのでしょうか。

▲ ご相談のケースは「ワンクリック詐欺」の典型例です。このようなワンクリック詐欺は、無視が一番です。サイト運営

者はあなたの住所、連絡先、勤務先などを知ることができません。ワンクリック詐欺のサイト運営者は、あたかも個人情報を取得しているようにみせかけてお金を支払わせることが目的なのです。むしろ、サイト運営者にメールを送ったり、電話をしたりすることによって、詐欺に引っかけた被害者自ら個人情報を教えてしまうことが多いのです。

では、すでに個人情報を知られてしまったという場合

はどうしたらいいのでしょうか。

まず、ご相談者がクリックしたボタン又は画像が、申込みや承諾を示すボタンでない場合、そもそも契約自体が成立していません。

また、申込みや承諾を意味するボタンや画像をクリックしてしまった場合でも、サイト運営者は申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要があります。通常は、「同意する」とか「承諾する」など確認を求めるボタンがあるはずです。このような確認措置がない場合、申込みまたは承諾は無効だと主張することができます。

それでも、相手があきらめない場合には、弁護士など専門家に相談されることをお勧めします。

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA
Law Firm

弁護士
法人

あすか

☎ 082-493-7100

〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階 <http://asuka88.jp/>

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等
【所属弁護士】今田健太郎・福田浩・高橋浩嗣・上榎裕章・谷脇裕子